

## 注記

### 1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
  - ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
    - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
    - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の有価証券……………償却原価法（定額法）
  - ② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）  
イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
  - ③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）  
イ 市場価格のないもの……………出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 6年60年  
工作物 5年～80年  
物品 4年～90年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
  - ③ リース資産  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース契約及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
  - ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
  - ② 徴収不能引当金  
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
  - ③ 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。
  - ④ 損失補償等引当金  
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
  - ⑤ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
  - ① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース契約及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  - ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲  
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3カ月以内の短期投資等。）  
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
  - ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は全て対象）以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
  - ② 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については、原則、法人税法基本通達第7章第8節によります。